資料４－３

○地方独立行政法人北海道立総合研究機構　業務方法書　新旧対照表

新	旧
地方独立行政法人北海道立総合研究機構業務方法書 第１条 ～　　（略） 第７条 （建築に関する業務） 第８条　法人は、北方地域における建築及びまちづくりに関する次の業務を行う。 (1) 建築及びまちづくりに関する試験、研究、調査及び技術開発 (2) 建築及びまちづくりに関する依頼による試験、分析、測定等 (3) 建築及びまちづくりに関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援 (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条の３第１項本文又は第 18 条第４項本文に規定する構造計算適合性判定 (5) 建築基準法第 68 条の 25 第３項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価 (6) その他前各号の業務に附帯する業務 第９条 ～　　（略） 第 14 条 附　則 この業務方法書は、北海道知事の認可のあった日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。 附　則 この業務方法書は、北海道知事の認可のあった日から施行し、平成２７年６月１日から適用する。	地方独立行政法人北海道立総合研究機構業務方法書 第１条 ～　　（略） 第７条 （建築に関する業務） 第８条　法人は、北方地域における建築及びまちづくりに関する次の業務を行う。 (1) 建築及びまちづくりに関する試験、研究、調査及び技術開発 (2) 建築及びまちづくりに関する依頼による試験、分析、測定等 (3) 建築及びまちづくりに関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援 (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条第５項、第６条の２第３項及び第 18 条第４項の構造計算適合性判定 (5) 建築基準法第 68 条の 26 第３項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価 (6) その他前各号の業務に附帯する業務 第９条 ～　　（略） 第 14 条 附　則 この業務方法書は、北海道知事の認可のあった日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。